

学校法人神戸薬科大学特任助教の給与等に関する規程

(目的)

第1条 学校法人神戸薬科大学特任助教の給与等に関する規程(以下「本規程」という)は、学校法人神戸薬科大学特任助教の就業等に関する規程第5条の規定に基づき、給与等について必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 給与は、基本給及び通勤手当とする。

(基本給)

第3条 基本給は月額 311,800 円とし、年額 3,741,600 円とする。

(通勤手当)

第4条 交通機関を利用して通勤する者に対し、通勤手当を支給する。

2 通勤手当の月額は、通勤区間の最短距離により、その最低交通費(定期運賃など)によるその者の1か月の通勤に必要な実費を 55,000 円を限度として支給する。

(給与の支給日)

第5条 基本給及び通勤手当の支給日は、当該月の25日とし、当日が休日又は金融機関の休業日にあたるときはその前日とする。

(社会保険)

第6条 社会保険は、私学共済及び雇用保険に加入し、その費用は学校法人神戸薬科大学及び本人が所定の割合で負担する。

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は、教授会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

本規程は、2015年12月18日から施行する。